

二 施設入所支援サービス費(Ⅳ)	
(1) 利用定員が40人以下	281単位
(2) 利用定員が41人以上60人以下	214単位
(3) 利用定員が61人以上80人以下	179単位
(4) 利用定員が81人以上	162単位
ホ 施設入所支援サービス費(Ⅴ)	
(1) 利用定員が40人以下	270単位
(2) 利用定員が41人以上60人以下	203単位
(3) 利用定員が61人以上80人以下	170単位
(4) 利用定員が81人以上	153単位
へ 施設入所支援サービス費(Ⅵ)	
(1) 利用定員が40人以下	262単位
(2) 利用定員が41人以上60人以下	195単位
(3) 利用定員が61人以上80人以下	163単位
(4) 利用定員が81人以上	146単位
ト 施設入所支援サービス費(Ⅶ)	
(1) 利用定員が40人以下	256単位
(2) 利用定員が41人以上60人以下	188単位
(3) 利用定員が61人以上80人以下	158単位
(4) 利用定員が81人以上	141単位
チ 施設入所支援サービス費(Ⅷ)	
(1) 利用定員が40人以下	188単位
(2) 利用定員が41人以上60人以下	146単位
(3) 利用定員が61人以上80人以下	127単位
(4) 利用定員が81人以上	115単位
リ 施設入所支援サービス費(Ⅷ)	
(1) 利用定員が40人以下	184単位
(2) 利用定員が41人以上60人以下	141単位
(3) 利用定員が61人以上80人以下	124単位
(4) 利用定員が81人以上	112単位
ヌ 施設入所支援サービス費(Ⅸ)	
(1) 利用定員が40人以下	180単位
(2) 利用定員が41人以上60人以下	138単位
(3) 利用定員が61人以上80人以下	121単位
(4) 利用定員が81人以上	109単位
ル 施設入所支援サービス費(Ⅹ)	
(1) 利用定員が40人以下	115単位
(2) 利用定員が41人以上60人以下	99単位
(3) 利用定員が61人以上80人以下	92単位
(4) 利用定員が81人以上	88単位
注 1	イからへまで、チ及びリについては、次の(1)に掲げる利用者に対して、ト及びヌについては、次の(1)から(3)までのいずれかに掲げる利用者に対して、ルについては、次の(2)又は(3)のいずれかに掲げる利用者に対して、指定障害者支援施設が行う施設入所支援に係る指定障害福祉サービス(以下「指定施設入所支援」という。)又はのぞみの園が行う施設入所支援(以下「指定施設入所支援等」という。)を行った場合に、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、(3)については、法附則第 1 条第 3 号に掲げる規定の施行の日の前日までの間に限るものとする。

- (1) 区分 4 (50歳以上の者) については、区分 3) 以上に該当する者
 - (2) 第11の 1 の注 1 に規定する指定自立訓練(機能訓練)等、第12の 1 の注 1 に規定する指定自立訓練(生活訓練)等(同注に規定する指定宿泊型自立訓練を除く。)(又は第13の 1 の注 1 に規定する指定就労移行支援等(以下「指定自立訓練等」という。))を受け、かつ、居宅から当該指定自立訓練等が提供される指定障害者支援施設等へ通所することが困難である者
 - (3) 別に厚生労働大臣が定める者のうち、指定生活介護等を受ける者であって、区分 3 (50歳以上の者) については、区分 2) 以下に該当するもの若しくは区分 1 から区分 6 までのいずれにも該当しないもの又は指定自立訓練等、第14の 1 の注 1 に規定する指定就労継続支援 A 型等若しくは第15の 1 の注 1 に規定する指定就労継続支援 B 型等を受ける者
- 2 イについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位(指定施設入所支援等であってその提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。以下同じ。)において、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定障害者支援施設の指定施設入所支援の単位の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。
- (1) 平均障害程度区分が 5 以上であって、かつ、区分 6 に該当する者が利用者の数の合計数の100分の60以上であること。
 - (2) 平均障害程度区分が 5.5 以上であること。
- 3 ロについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位において、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定障害者支援施設の指定施設入所支援の単位の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。
- (1) 平均障害程度区分が 5 以上であって、かつ、区分 6 に該当する者が利用者の数の合計数の100分の50以上100分の60未満であること。
 - (2) 平均障害程度区分が 5.3 以上 5.5 未満であること。
- 4 ハについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位において、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定障害者支援施設の指定施設入所支援の単位の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。
- (1) 平均障害程度区分が 5 以上であって、かつ、区分 6 に該当する者が利用者の数の合計数の100分の40以上100分の50未満であること。
 - (2) 平均障害程度区分が 5.1 以上 5.3 未満であること。
- 5 ニについては、次の(1)又は(2)に定める指定施設入所支援等の単位において、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定障害者支援施設の指定施設入所支援の単位の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。
- (1) 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、次の(一)から(三)までのいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位
 - (一) 平均障害程度区分が 5 以上であって、かつ、区分 6 に該当する者が利用者の数の合計数の100分の40未満であること。
 - (二) 平均障害程度区分が 4.5 以上 5 未満であって、かつ、区分 5 及び区分 6 に該当する者が利用者の数の合計数の100分の50以上であること。
 - (三) 平均障害程度区分が 4.9 以上 5.1 未満であること。